

福祉事業者様へのお役立ち情報

OMジャーナル

お世話になっております。2024年10月より社名をオンワードマネジメントに変更いたしました。これに伴い、「OM通信」は「OMジャーナル」として新たにスタートします。引き続き皆様にお役立ていただける情報をお届けし、日々の業務におけるヒントやサポートとなることを目指しています。ご一読いただければ幸いです。

BCP（業務継続計画）の策定はお済ですか？

コロナなど感染症の流行や豪雨・地震など自然災害の被害を受けても、福祉サービスを中断させないため、そして中断した場合は速やかに復旧させるために体制を作って備えることを、業務継続計画またはBCP（Business Continuity Plan）と言い、令和6年4月より介護福祉事業・障害福祉事業ではBCP策定が義務化されました。※策定のみならず研修や訓練の実施も含まれます。

また、新たに「業務継続計画未策定減算」が創設され、BCP未策定が判明した場合、さかのぼって義務化開始の時点（令和6年4月）から基本報酬が減算となります。

業務継続計画未策定減算の内訳は以下の通りです。（一部猶予あり）

◇施設・居住系サービス → 所定単位数の3%を減算

◇訪問・通所系サービス → 所定単位数の1%を減算

※令和7年3月31日までの間、発生前・発生時の対策マニュアルに相当する「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」と「非常災害対策計画」を策定している場合には、事態発生後の事業継続を見越した業務継続計画ができていなくても減額はされません。尚、減算は適用されない場合であっても、運営基準に位置するため未作成の場合には指導対象となります。

当社においてもBCP計画を策定しており、以前従業員を対象に大地震発生を想定した訓練を行いました。行動の仕方や順序が人によって違っている等、課題が多く見つかりました。計画で決めた事を実行するためには、各自がBCP計画の内容をよく理解し実践訓練しておくことが大切だと感じました。また、訓練を重ねる事で計画内容の問題点を修正することが出来そうです。

オンワードマネジメントにできること

減算の算定要因をまとめると…

◇感染症と自然災害のいずれか、または両方の業務継続計画を作っていない。

◇策定した業務継続計画を実行するための研修と訓練を実施していない。



自然災害や感染症の発生時に、作成したBCP計画通り確実に実行できるよう、従業員に対して研修と訓練の実施を年1回以上行い、その記録を保存することが求められます。

当社では保険会社等と連携しBCP計画策定に関するツールの提供や研修・訓練に関する情報提供を行っています。BCP計画未策定、訓練の実施方法が分からない等、お困りごとがございましたらご相談下さい。

HP・インスタ・Xでも情報発信中！フォローもお願いします

